

令和 2 年 9 月 8 日

第 5 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

9月8日（初 日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第4 報 告 第 8 号 令和元年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第5 認定議案第1号 令和元年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第6 認定議案第2号 令和元年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第7 認定議案第3号 令和元年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第8 認定議案第4号 令和元年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第9 認定議案第5号 令和元年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第10 認定議案第6号 令和元年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第11 認定議案第7号 令和元年度南知多町水道事業会計決算認定
- 日程第12 議 案 第 6 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南知多町一般会計補正予算（第8号））
- 日程第13 議 案 第 6 3 号 財産の購入について（学習用タブレット端末機器1,157台）
- 日程第14 議 案 第 6 4 号 南知多町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議 案 第 6 5 号 令和2年度南知多町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第16 議 案 第 6 6 号 令和2年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議 案 第 6 7 号 令和2年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議 案 第 6 8 号 令和2年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 請 願 第 2 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願

日程第20 請願第3号 日本政府に対し「核兵器禁止条約」への署名・批准を求める意見書の採択を求める請願

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 (12名)

1番	山本優作	2番	鈴木浩二
3番	片山陽市	4番	小嶋完作
5番	内田保	6番	石垣菊蔵
7番	服部光男	8番	藤井満久
9番	吉原一治	10番	松本保
11番	榎戸陵友	12番	石黒充明

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	中川昌一
総務部長	田中嘉久	総務課長	内田純慈
防災安全課長	滝本功	税務課長	神谷和伸
企画部長	鈴木茂夫	企画課長	高田順平
検査財政課長	山下忠仁	地域振興課長	滝本恭史
建設経済部長	鈴木淳二	建設課長	山本剛
産業振興課長	奥川広康	水道課長	坂本有二
厚生部長	大岩幹治	福祉課長	相川和英
環境課長	富田和彦	保健介護課長	田中直之
住民課長	宮地利佳	教育長	高橋篤
教育部長	山下雅弘	学校教育課長	石黒俊光
社会教育課長	森崇史	学校給食センター所長	山本剛資

会 計 管 理 者
兼 出 納 室 長 山 本 有 里

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 大 久 保 美 保 主 査 小 坂 有 一

[開会 9時30分]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多用の中を9月定例町議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま南知多町においては、地球温暖化防止及び経費節減のため、さわやかエコスタイルキャンペーンを実施しておりますので、議会もノーネクタイ及び軽装で実施してまいります。

さて、国の政治においては、総理大臣が交代するという大切な局面の中、経済界の意見として、どなたが次の総理大臣になられても、新型コロナ対策と経済の両立を着実にやっていくことが重要だと述べられていました。

この話を聞きながら、私たちの町においても、石黒町長に南知多町としてしっかりとした政策を行っていただくために、私たち議会として町長の政策をチェックしながら協力をし、町民の皆様にとってよりよい町政にしていきたいものと考えています。

ここで、傍聴者の皆様をお願い申し上げます。

愛知県の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言は8月24日に解除されましたが、本町の現在までの感染者は8名の報告がされております。依然として厳重警戒であり、感染しない、感染させないためにも、別室での音声傍聴とさせていただくことといたしました。御迷惑と御不便をおかけいたしますが、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第5回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より、令和元年度南知多町決算審査報告書並びに令和元年度決算審査意見書及び水道事業会計決算審査意見書をお手元に配付しております。また、例月出納検査結果報告の写しもお手元に配付しておりますので、御承知おきください。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井満久君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において2番、鈴木浩二議員、3番、片山陽市議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（藤井満久君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月25日までの18日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決定しました。

日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（藤井満久君）

日程第3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日、ここに9月定例町議会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては御出席を賜り、誠にありがとうございます。感謝申し上げます。

9月に入りまして、非常に強い台風が続けて本土に接近をいたしまして、九州・沖縄地方に大きな被害が発生するなど、本格的な台風シーズンを迎えました。

いま一度、町民の皆様方におかれましては、各自がハザードマップ、防災カルテなど御確認をいただいた上で、いざというときの行動をしっかりと考えていただきまして、御準備をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、初めに諸般報告をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症に係る対応について、御報告させていただくとともにお願い申し上げます。

愛知県の発表により、南知多町民で新型コロナウイルス感染者は、本日9月8日現在、8名の方が確認をされております。まず何より感染された方々へ心からお見舞いを申し上げます。

また、誰もが感染者、誰もが濃厚接触者になり得るという状況にあります。感染した方々は被害者でございまして、決して差別や偏見を受けることがないように、細心の御配慮を賜りますことを心からお願い申し上げます。

愛知県は、8月6日に発出しました愛知県緊急事態宣言について、24日をもって解除いたしました。一方で、新規感染者の発生など大変厳しい状況が続いていることから、厳重警戒として不要不急の行動自粛、行動の変容、感染防止対策の徹底、県をまたぐ不要不急の移動自粛をお願いするメッセージを発出いたしております。町民の皆様におかれましても、引き続き感染拡大の防止に御協力お願い申し上げます。

次に、第7次南知多町総合計画の策定について御報告申し上げます。

平成22年に計画期間がスタートしました第6次南知多町総合計画が11年間の計画期間を終え、本年度計画終了年を迎えます。昨年度より令和3年度からスタートする次期の第7次総合計画の策定業務を進めているところでございます。第7次総合計画は12年間の計画期間とし、4年ごとの計画見直しを考えております。

本年度は100人のモニターによる住民意識調査、未来を担う中学生も含めた住民の方々に参画いただく意見交換会や広く御意見を求めるパブリックコメントを実施し、新総合計画案の策定を進めてまいります。そして、それらの結果を踏まえ、住民の代表者で構成されます総合計画審議会へ諮問し、その答申を付して12月議会定例会にお諮りすることとしております。

新総合計画は、まちづくりの指針となる目標とその指標を明確に示し、分かりやすい計画を目指しております。また、進捗管理におきましては、毎年100名のモニターの方々による住民意識調査をはじめとした住民目線からの見直しや改善を取り入れ、進化し続ける使う計画となるように取り組んでまいります。

次に、現在、南知多町立小・中学校規模適正化の検討を行っていますが、その進捗状況につきまして御報告申し上げます。

町教育委員会では、各小・中学校の小規模化が進む中、子どもたちにとって最善の教育を進めていくための町内小・中学校の在り方につき、検討をしています。

検討に当たり保護者の方々の意見をお聞きするため、昨年7月には保護者を対象に、

8月には町内小・中学校の全教職員を対象にアンケート調査を実施いたしました。また、11月には住民の皆様を対象に各地区の意見交換会を開催いたしました。このアンケート調査やいただいた意見を基に、今年度は小中学校規模適正化懇談会を開催しております。

この懇談会では、町内各小・中学校、保育所の保護者代表の方や区長代表の方などに参加いただき、様々な角度から意見や助言をいただけてきました。懇談会は、昨日、9月7日に最終の第5回目が終了いたしました。今後は懇談会での検討内容を参考に、10月に町総合教育会議において小中学校適正規模適正配置基本計画（案）を策定し、この案につきまして、11月に住民の皆様への説明会を開催する予定でございます。

この説明会やパブリックコメントでいただいた御意見なども参考にしながら、12月までに最終的な適正規模適正配置基本計画を決定してまいりたいと考えております。

次に、令和2年国勢調査について御報告申し上げます。

今年で100年目を迎える国勢調査が10月1日、全国一斉に行われます。国勢調査は統計法に基づき5年に1度実施されており、今回で21回目となります。この調査は国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、日本国内に住む全ての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査でございます。

この調査につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、世帯の皆様と調査員が対面しない非接触型の調査方法を優先し、可能な限りインターネット回答を行っていただくよう協力をお願いする対応方針が国より示されております。

しかしながら、インターネット回答が困難な場合もある、そのことを認識しております。個々の実情に合わせ、新型コロナウイルス感染症対策に留意しながら、スムーズな調査、漏れのない調査となるよう、総勢88名の調査員と共に取り組んでまいります。

日本の未来をつくるために必要な国の最も重要な統計調査でございます。コロナ禍の下で例のない調査となりますが、令和2年国勢調査への御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、ごみ排出量の抑制のための施策として、平成30年の下半期から導入いたしました「がんばるごみ減量報奨金」について御報告申し上げます。

今年度につきましても、1月から6月までの上半期のみではありますが、制度を継続させていただきました。しかしながら、実績につきましては、ごみ量が増加してしまった昨年同時期の565.3グラムと比較いたしましても、607グラムと残念ながら町全体で1人1日当たり41.7グラムの大幅な増加となってしまいました。地区別に見ても減量を達

成できた地区がなかったため、どの地区にも報奨金をお支払いすることができませんでした。

令和3年4月からは、ごみ減量化を推進する施策として指定ごみ袋有料化、刈り草の資源化、プラスチック製容器包装収集などの施策を実施させていただきます。このコロナ禍の中、今後、住民説明会が開催できないことも想定しまして、町民の皆様には施策に対する理解を深めていただくため、6月より南知多ごみ減量化通信を毎月発行させていただきます。

令和4年度からはごみ処理の広域化も始まります。これらの施策により、何としまして令和4年度における減量化目標値を達成したいと考えております。今後も広報、回覧等を利用し、施策内容の一層の周知を図ってまいりますので、ごみ減量に対しましてより一層の御理解と御協力をお願いするものでございます。

以上で諸般報告を終わります。

続きまして、提出案件の概要を説明いたします。

本日、提出させていただきます案件は、報告1件及び令和元年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定をはじめ14議案であります。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第8号の令和元年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、議会に報告するものであります。

認定議案第1号から認定議案第7号は、令和元年度南知多町の各会計の決算認定であります。

一般会計及び特別会計を合わせました決算総額は、歳入は131億8,125万3,730円、歳出は126億9,883万8,251円、歳入歳出差引額は4億8,241万5,479円であります。

また、水道事業会計の収益的支出額は、税込みで7億2,705万9,892円、資本的支出額は、税込みで5億4,566万5,953円であります。日本一住みやすい町を目指して各種施策を実施したものでございます。

議案第62号の専決処分の承認を求めることにつきましては、令和2年度南知多町一般会計補正予算（第8号）であります。

その内容としましては、7月豪雨により被災しました土木施設等の災害復旧に要する経費につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、

同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第63号の学習用タブレット端末機器1,157台の購入につきましては、去る8月26日に入札を終えましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第64号の南知多町手数料条例の一部を改正する条例につきましては、住民基本台帳法の一部改正が令和元年6月20日に施行されたこと、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正が令和2年5月25日に施行されたことに伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第65号は、令和2年度南知多町一般会計補正予算（第9号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,628万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億3,690万8,000円とするものであります。

補正の内容であります。

歳出におきましては、総務費5,069万円、民生費384万1,000円、農林水産業費5,183万8,000円、商工費500万円、消防費770万円及び教育費1億2,721万2,000円をそれぞれ追加するものであります。

また、歳入におきましては、地方交付税8,600万円、分担金及び負担金50万5,000円、国庫支出金3億13万5,000円、県支出金4,752万6,000円及び町債1億4,130万8,000円をそれぞれ追加し、繰入金3億2,919万3,000円を減額するものであります。

議案第66号は、令和2年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,808万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億2,596万8,000円とするものであります。

補正の内容であります。

歳出におきましては、諸支出金1,808万8,000円を追加するものであります。

歳入におきましては、国庫支出金5,820万円、県支出金5,180万円及び繰越金508万8,000円をそれぞれ追加し、国民健康保険税9,700万円を減額するものであります。

議案第67号は、令和2年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ513万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,613万8,000円とするものであります。

補正をお願いします内容としまして、歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金288万6,000円及び諸支出金225万2,000円をそれぞれ追加し、歳入におきましては、繰越金513万8,000円を追加するものであります。

議案第68号は、令和2年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,895万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,195万8,000円とするものであります。

補正をお願いします内容としまして、歳出におきましては、基金積立金4,329万2,000円及び諸支出金2,566万6,000円をそれぞれ追加し、歳入におきましては、支払基金交付金191万2,000円、繰入金320万円及び繰越金6,384万6,000円をそれぞれ追加するものであります。

以上で提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤井満久君）

これをもって町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 報告第8号 令和元年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告
について

○議長（藤井満久君）

日程第4、報告第8号 令和元年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

報告を求めます。

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

それでは、報告第8号 令和元年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度の健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して

報告をするものであります。

下段の表を御覧ください。

まず健全化判断比率は、自治体の財政悪化を未然に防ぐために規定されたもので、4つの指標のうち1つでも早期健全化基準の数値を超えますと、外部監査のほか財政健全化計画の策定が義務づけられています。

健全化判断比率の4つの指標は、南知多町の標準財政規模を基本とする額に対する比率がパーセントで表示されます。

健全化判断比率における実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、各会計とも黒字決算となっていますので、横棒のバーで表示しています。

次の実質公債費比率は4.7%、将来負担比率は29.1%になりました。4つの指標とも早期健全化基準数値を超えておりません。

また、次の表にあります公営企業会計に係る資金不足比率につきましても、経営健全化基準の数値を超えますと、外部監査のほか経営健全化計画の策定が義務づけられています。

資金不足比率は、事業規模に対する資金不足をパーセントで表示したものであります。

漁業集落排水事業特別会計及び水道事業会計とも資金不足はありませんでしたので、横棒のバーで表示をしています。こちらにつきましても、経営健全化基準数値を超えておりません。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（藤井満久君）

これをもって報告を終わります。

日程第5 認定議案第1号 令和元年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定

○議長（藤井満久君）

日程第5、認定議案第1号 令和元年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第1号 令和元年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、提案

理由の説明をいたします。

日本一住みやすい町を目指すため、防災対策の充実、産業振興及び教育環境の整備などを重点に、住民福祉の維持・向上を目指した事業に積極的に取り組みました。

その結果、令和元年度の歳入決算額は77億3,479万2,000円で、前年度に比較いたしまして1億3,382万5,000円、1.8%の増額に、また歳出決算額は73億6,567万3,000円で、前年度に比較いたしまして4,797万5,000円、0.7%の増額となり、実質収支額は3億1,530万9,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

再質問の答弁については、コロナ感染対策として時間短縮のため書面での回答とします。また、議案質疑確認書を自席に配付しておりますので、同様の質疑をされないように御留意してください。

まず、通告書に従い、内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○5番（内田 保君）

6点にわたって質問させていただきます。

まず第1番、決算書の22ページ、23ページです。

住民税の個人で現年課税分での収入未済額約727万円の回収は、督促状、預金の差押え等の以外の具体的な取組方針とその回収の見通しはあるのか。また、滞納繰越分の122万円ほどを不納欠損にした理由は何か。収入未済額も2,138万円ほどありますが、何人の滞納で現年課税分と同様以外の回収方法は何かあるか。

2番目です。

決算書22ページから23ページ、同じく固定資産税の不納欠損を約4,735万円にした理由は何か。また、収入未済額も約1億3,300万円ほどある。その理由は何か。町は督促状、預金の差押え等をしてこのような滞納額にならざるを得なかったのか。

3番目です。

決算書59ページ、諸収入のところですが、土木費雑入で9万6,887円が収入未済額となっております。その理由は何か。回収の具体的な手だては何か考えているか。

4番目。

決算書71ページ、労働安全衛生法等の法に基づき、役場職員の客観的な労働時間把握に基づいた資料を利用した産業医が入った労働安全衛生委員会を毎月実施されているが、面接指導の対象者は何人でどのような対応を取ったのか。

5番目です。

決算書75ページ、文書広報費の中の印刷製本費の予算は660万円で、決算は415万円です。広報「みなみちた」を全ての世帯に配付するため、決算上の不用額があるので、各区に加入していない方にも他市町が実施しているようなシルバー等を利用して全世帯へ届ける方法を考えるべきではありませんか。

最後でございます。

決算書97ページ、知多地方税滞納整理機構負担金は25万円払っております。令和元年の滞納整理機構への移管件数は、前回お聞きすると98件で3,500万円です。何件の幾らの滞納が解決されておりますか。

以上、お答えください。

○議長（藤井満久君）

税務課長。

○税務課長（神谷和伸君）

内田議員からの一般会計歳入歳出決算認定議案質疑通告書の御質問に対しまして、所管課順に答弁をさせていただきます。

まず、税務課所管分について答弁をさせていただきます。

通告書番号1番、決算書22ページ、23ページ、町民税の個人で現年課税分での収入未済額約727万円の回収は、督促状、預金の差押え等以外の具体的な取組方針とその回収の見通しはあるのか。また、滞納繰越分の122万円ほど不納欠損にした理由は何か。収入未済額も2,138万円ほどあるが、何人の滞納で現年課税分と同様以外の回収方法はあるかにつきまして答弁させていただきます。

まず、収入未済額の回収につきましては、督促状、預金の差押え等以外の取組といたしましては、自主納付していただくことが基本と考えておりますので、滞納者につきましては、年2回催告書を発送し納付をお願いしております。

また、滞納者に誠意ある姿勢が見える方につきましては、年度内に完納する計画の納付誓約書が提示された方については、分納による納付を認める場合もあります。

次、収入未済額の回収の見通しについてであります。収入未済額を解消し、収納率100%を目指してはおりますが、納税義務者の死亡、行方不明などにより、将来的には不納欠損処分となるものもあって考えております。

あと、滞納繰越分122万円ほどを不納欠損処分にした理由といたしましては、平成29年度分であります。生活困窮の関係で18名、死亡で1名、行方不明10名であります。

最後に、収入未済額2,138万円については143名分ですが、滞納繰越分の収入未済額の回収方法について特別なものはなく、現年課税分と同じであります。

続きまして、2番の決算書22ページ、23ページ、固定資産税の不納欠損を約4,735万にした理由は何か。また、収入未済額も約1億3,300万円ほどある。その理由は何か。また、町は督促状、預金の差押え等をしてこのような滞納額にならざるを得なかったのかにつきまして答弁させていただきます。

固定資産税の不納欠損額約4,735万円の主な理由といたしましては、死亡、行方不明、競売や破産等により換価する財産なしなどです。

収入未済額が約1億3,300万円となった主な原因といたしましては、旅館やホテルなどの事業者の滞納となったものの滞納額が高額なためです。

次に、督促状、預金の差押え等をしてこのような滞納額にならざるを得なかった理由といたしましては、死亡、行方不明、競売や破産等による換価する財産なしなどによりまして、預金の差押え等の滞納処分を行えないものがあるからです。

続きまして、6番の決算書の97ページ、知多地方税滞納整理機構負担金で25万円払っている。令和元年の滞納整理機構への移管件数は98件で約3,500万円である。何件の幾らの滞納が解決されたかにつきまして答弁させていただきます。

令和元年度に滞納整理機構へ移管した98件、約3,500万円のうち、55件、約2,379万円が完納となっております。

税務課所管につきましては、以上のとおりです。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

続きまして、建設課所管分の通告書番号3番、決算書58ページ、59ページ、土木費雑

入の9万6,887円が収入未済額となっている理由と、その回収の具体的手だてにつきまして答弁させていただきます。

土木費雑入で収入未済額となっております9万6,887円につきましては、平成29年6月に内海港内で発生した水没車両引揚げに係る費用弁償金であります。再三にわたっての請求催告にも応じなかったことから、令和元年8月に行った少額訴訟の判決に基づき、債権差押えが可能となりましたので、総額26万4,600円のうち、決算書61ページの上段にもございますが、令和元年度までに4回の給与からの差押えにより16万7,713円が回収済みとなっております。残りの収入未済となっております9万6,887円につきましても、引き続き給与や預貯金の差押えにより回収を継続中でございまして、現在の残額につきましては2万6,397円となっております。

建設課からは以上でございます。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（内田純慈君）

続きまして、総務課所管分について答弁をさせていただきます。

番号4番、決算書70ページ、71ページ、職員福利厚生費の産業医面接指導報償について、産業医が入った安全衛生委員会を毎月実施されているが、面接指導の対象者は何人で、どのような対応を取ったのかにつきましてお答えします。

令和元年度の産業医による面接指導は、15人に対して延べ30回実施しています。その内訳は、月80時間を超える超過勤務となった長時間労働職員に対する面接が8人で延べ9回実施し、そのほかにメンタル不全での休職者などに対する面接が7人で延べ21回実施しました。

長時間労働職員につきましては、衛生委員会に報告し、産業医による面接指導の結果に基づく就業上の配慮事項を所属長に通知し、改善を依頼しております。

以上で総務課所管分の答弁を終わります。

○議長（藤井満久君）

企画課長。

○企画課長（高田順平君）

最後に、企画課所管分について答弁させていただきます。

通告書番号5番、決算書75ページ、2目文書広報費において、広報「みなみちた」を

全ての世帯に配付するため、各区に加入していない方にも他市町が実施しているようなシルバー等を利用して全世帯へ届ける方法を考えるべきではないかについてお答えさせていただきます。

現在、広報紙の配付につきましては、各区の御協力をいただきまして、各区加入者の世帯への各戸配付を行っております。また、各区未加入者の方への対応としましては、公共施設、農協・漁協、各金融機関、コンビニ、駅等などに広報紙を設置しており、自由に手に取っていただくことができる環境となっております。また、インターネットを利用し、広報紙を閲覧することも可能となっております。

シルバー人材センターなど外注による全戸配付については、以前より検討してまいりましたが、費用対効果などを考慮した結果、本町では現行の配付方式を継続する方針でございます。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

再質疑をさせていただきます。

1点だけです。

今、いろいろな回収の努力をされていることはよく分かりました。それで、これは悪質だなど、いわゆる税金の滞納ですね。また、固定資産税もそうですけれど、滞納整理機構に送った方たちもそうですけど、これは完全に悪質な事例であると、そういう事例は幾つ把握しているのか、そのことについて、お答えいただきたいと思います。

○議長（藤井満久君）

税務課長。

○税務課長（神谷和伸君）

納期限を経過しても、納付されていない方を未納者または滞納者として捉えておりますが、「悪質な」といった主観的な判断により徴収事務は行っていないので、悪質だと思ふ滞納者については把握しておりません。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者なし)

ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、認定議案第1号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

**日程第6 認定議案第2号 令和元年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定**

○議長（藤井満久君）

日程第6、認定議案第2号 令和元年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第2号 令和元年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

令和元年度末の国民健康保険の加入者は6,183人で、その加入割合は、町の人口の35.4%であります。令和元年度の医療費の動向といたしましては、1人当たりの費用額は35万3,123円で、前年度に比較いたしまして2万3,234円、7.0%増加しました。

また、1件当たりの費用額は2万7,001円で、前年度に比較いたしまして2,290円、9.3%増加しました。

令和元年度の歳入決算額は29億6,793万8,000円で、前年度に比較いたしまして101万3,000円、0.03%の減額となりました。また、歳出決算額は29億4,675万8,000円で、前年度に比較いたしまして52万4,000円、0.02%の増額となり、歳入歳出差引額は2,118万円となりました。

以上で提出案件の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第2号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第7 認定議案第3号 令和元年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

○議長（藤井満久君）

日程第7、認定議案第3号 令和元年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第3号 令和元年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と一定の障害があると認定されました65歳以上の方が加入し、後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して運営する制度であります。広域連合は保険証の発行、保険料の賦課、医療給付などを担当し、各市町村は、保険料の徴収、保険証の交付、各種申請書や届出の受付を担当いたしております。

本町の令和元年度末の被保険者数は3,651人で、町の人口に占める割合は20.9%であります。

歳入の主なものは、保険料1億8,746万5,000円、歳出の主なものは、広域連合納付金2億4,932万5,000円であります。

令和元年度の歳入決算額は2億5,859万5,000円、歳出決算額は2億5,345万6,000円となりました。歳入歳出差引額は513万9,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第3号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第8 認定議案第4号 令和元年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

○議長（藤井満久君）

日程第8、認定議案第4号 令和元年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第4号 令和元年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

介護保険法に基づき、要介護者等に必要な保健・医療サービス及び福祉サービスに係る給付を実施いたしました。

令和元年度末の第1号被保険者数は6,590人で、要介護・要支援認定者数は1,010人です。

また、令和2年3月利用分の居宅サービス受給者数は547人、地域密着型サービス受給者数は177人、施設介護サービス受給者数は236人となっており、その年間保険給付費は17億6,028万4,000円となりました。

令和元年度の歳入決算額は20億901万4,000円で、前年度に比較いたしまして5,357万8,000円、2.7%の増額となりました。

また、歳出決算額は19億4,516万9,000円で、前年度に比較いたしまして5,191万4,000円、2.7%の増額となり、歳入歳出差引額は6,384万5,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第4号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第9 認定議案第5号 令和元年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算認定

○議長（藤井満久君）

日程第9、認定議案第5号 令和元年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第5号 令和元年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

本会計は、日間賀島地区漁業集落排水施設の管理運営などを経理する特別会計であります。

令和元年度は、浄化センター等の設備改良工事及び施設の維持管理に努めました。

その結果、令和元年度の歳入決算額は9,230万6,000円で、前年度に比較し、390万2,000円、4.1%の減額となりました。

また、歳出決算額は8,408万7,000円で、前年度に比較し、318万9,000円、3.7%の減額となりました。歳入歳出差引額は821万9,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

再質問の答弁については、コロナ感染対策として時間短縮のため書面での回答とします。また、議案質疑確認書を自席に配付しておりますので、同様の質疑をされないように留意してください。

まず、通告書に従い、内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、1点だけお聞きします。

健全経営をしていると思いますが、使用料が令和元年度は156万1,587円の収入未済額となっております。収納率は95.24%とありますが、今後、回収できる見通しはどのように思っておられるのか、お答えください。

○議長（藤井満久君）

水道課長。

○水道課長（坂本有二君）

内田議員からの漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定議案質疑通告書に対して答弁をさせていただきます。

通告書番号1、決算書352、353ページ、使用料の収入未済について、今後、回収できる見通しはあるのかにつきましては、漁業集落排水使用料は水道料金と併せて徴収しております。収入未済額の減少に努めるため、上水道の給水停止等の通知も含め、戸別に納付の依頼を継続的に行い、滞納分を回収できるよう努力してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第5号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第10 認定議案第6号 令和元年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出
決算認定

○議長（藤井満久君）

日程第10、認定議案第6号 令和元年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第6号 令和元年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

本会計は、師崎港駐車場の管理運営などを経理する特別会計であります。

令和元年度は、円滑な駐車場の運営と施設の維持管理に努めました。

その結果、令和元年度の歳入決算額は1億1,860万6,000円で、前年度に比較し、392万8,000円、3.4%の増額となりました。

また、歳出決算額は1億369万6,000円で、前年度に比較し、1,109万4,000円、12.0%

の増額となりました。歳入歳出差引額は1,491万円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第6号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第11 認定議案第7号 令和元年度南知多町水道事業会計決算認定

○議長（藤井満久君）

日程第11、認定議案第7号 令和元年度南知多町水道事業会計決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第7号 令和元年度南知多町水道事業会計決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

安全な水の安定供給を目指し、本年度も施設、設備の維持管理などに取り組み、施設の耐震化も図りました。

令和元年度末の給水戸数は8,246戸、給水人口は1万7,700人であります。また、年間総給水量は、前年度比2.2%減の316万6,000立方メートルとなっております。その総有収水量は271万3,000立方メートルで、有収率は前年度より1.03ポイント下がり、

85.72%となりました。

その結果、収益的収支の消費税及び地方消費税を除きました決算額は、収入7億1,082万3,000円に対しまして、支出6億9,996万3,000円となり、差引き1,086万円の純利益となりました。

次に、資本的収支の決算額であります。

収入1億3,016万1,000円に対しまして、支出は5億4,566万6,000円となり、その不足額4億1,550万5,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

また、減債積立金、建設改良積立金及び未処分利益剰余金を合わせました利益剰余金の令和元年度末残高は6億552万8,000円であります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきまして、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

再質問の答弁については、コロナ感染対策として時間短縮のため書面での回答とします。また、議案質疑確認書を自席に配付しておりますので、同様の質疑をされないように留意してください。

まず、通告書に従い、内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、2点お聞きします。

決算書は437ページです。

令和元年度の消費税値上げによる料金改定によって、町民の方からの苦情等の声はなかったのか。

それから、決算書435ページですが、有収率は今町長の報告のとおり1.03%下がっております。その原因は何であると考えているのか。また、今後、その対策はどのようなことを考えておられますか。以上です。

○議長（藤井満久君）

水道課長。

○水道課長（坂本有二君）

内田議員からの水道事業会計決算認定議案質疑通告書に対しまして答弁をさせていただきます。

通告書番号1、決算書437ページ、消費税値上げによる料金改定について町民から苦情等の声はなかったのかにつきましては、町民からの苦情はありませんでした。

続きまして、通告書番号2、決算書435ページ、有収率が1.03%下がった理由と、今後の対応策は何かにつきましては、まず有収率が下がった主な理由は、新師崎、内海配水池及び佐久島の漏水が原因でございます。

次に、今後の対策は、毎日の夜間流量の数字を基に漏水調査を実施して有収率向上を目指していきます。

以上で答弁を終わります。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第7号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時45分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

〔 休憩 10時30分 〕

〔 再開 10時43分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

日程第12 議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南知多町

一般会計補正予算（第8号）

○議長（藤井満久君）

日程第12、議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南知多町一般会計補正予算（第8号））の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川昌一君）

議案第62号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

令和2年度南知多町一般会計補正予算（第8号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

それでは、補正予算書の3ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ944万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億9,062万7,000円とするものであります。

第2条は、地方債の補正で、地方債の追加をお願いするものであります。

補正をお願いする内容であります。

今回の補正は、令和2年7月豪雨により被災しました土木施設等の災害復旧に要する経費でございます。

まず歳出から御説明申し上げます。

12ページ、13ページを御覧ください。

3. 歳出です。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう施設災害復旧費は311万2,000円の増額補正であります。これは日間賀島字上海、町道8011号線において発生した道路上のり面からの土砂・樹木崩壊箇所におけるのり面の復旧に要する経費でございます。

次に、4目海岸施設災害復旧費は632万9,000円の増額補正であります。これは、内海、山海及び篠島、それぞれの海岸へ漂着し、内海港及び大井漁港内に集積した流木等の運搬処理に要する経費でございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に、歳入の御説明を申し上げます。

10ページ、11ページを御覧ください。

2. 歳入でございます。

16款県支出金、1項県負担金、3目災害復旧費県負担金は316万5,000円の増額補正であります。これは歳出で御説明しました海岸施設災害復旧費に対する県の負担金でございます。

次に、20款1項1目繰越金は127万6,000円の増額補正であります。これは今回の歳入歳出補正の財源調整としまして増額するものでございます。

次に、22款町債、1項町債、8目災害復旧債は500万円の増額補正であります。これは、歳出で御説明しました道路橋りょう施設災害復旧に係る経費に充てるための地方債でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、5ページを御覧ください。

第2表、地方債補正の表でございます。

歳入の22款町債で御説明させていただきました地方債の追加で、道路橋りょう施設災害復旧事業として500万円を追加するものでございます。

一般会計の地方債残高は、この補正予算書の14ページにございますので御覧ください。最後のページでございます。

表の一番下段の右側になりますが、令和2年度末現在高見込額は69億3,241万9,000円でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、1点だけちょっとお聞きします。

ページが10ページと13ページにわたりますが、総額944万1,000円の公共土木施設復旧

費が立てられております。そのうちの500万円が道路橋りょう施設災害復旧事業債が含まれております。この事業債では、元利償還金は何%が地方交付税で基準財政需要額に算入することになるのか、そこら辺をお答えください。

○議長（藤井満久君）

検査財政課長。

○検査財政課長（山下忠仁君）

内田議員からの御質問に対して御説明させていただきます。

地方債に関しましては、借入れの目的が今現在、災害復旧債ということでございますので、事業によって少し違いがありますので、後でお答えさせていただくということでお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第62号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第63号 財産の購入について（学習用タブレット端末機器1,157台）

○議長（藤井満久君）

日程第13、議案第63号 財産の購入について（学習用タブレット端末機器1,157台）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

それでは、議案第63号 財産の購入につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1の提案の理由でございます。

学習用タブレット端末機器1,157台を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

2の財産の概要でございます。

物品名は、学習用タブレット端末機器1,157台。

納入場所は、内海小学校をはじめ11校でございます。

納入期限は令和3年3月22日まで。

契約金額は7,260万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は660万円でございます。

契約の相手方は、名古屋市千種区内山二丁目6番22号、株式会社フューチャーインでございます。

契約の方法は指名競争入札で、入札につきましては、去る8月26日に9者により実施したものでございます。

なお、2ページには入札結果を、また3ページには物品の概要をつけております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

2点、教えていただきたいと思えます。

まず、この入札に係る予定価格と落札率はどれだけですか。

2点目、タブレットの基本的な学習ソフトウェアは何を予定しておりますか。以上です。

○議長（藤井満久君）

検査財政課長。

○検査財政課長（山下忠仁君）

内田議員の入札の予定価格及び落札率について御説明させていただきます。

本町では、物品調達及び役務提供に係る予定価格につきましては、毎年度、内容、規模とも同様な入札を行うということから公表の対象外としておりますので、予定価格等は公表しておりません。以上です。

○議長（藤井満久君）

教育課長。

○学校教育課長（石黒俊光君）

タブレットのソフトウェアということではありますが、オペレーションシステムのほうがクロームブックということで、クロームブック対応のものソフトウェアのものが出ていますが、Google for Educationのほうの学習ツール等のものを利用していくことになります。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

内田議員の質問に対して補足の回答をさせていただきます。

ソフトウェアといたしましては、チエルInterCLASS Cloud南知多町版の5年間分のものを使用いたします。

○議長（藤井満久君）

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第63号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第64号 南知多町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第14、議案第64号 南知多町手数料条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、議案第64号 南知多町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明書を御覧ください。

1. 改正の理由は、住民基本台帳法の一部改正が令和元年6月20日に施行されたこと、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正が令和2年5月25日に施行されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2. 改正の主な内容は、住民基本台帳法が改正され、住民票の除票の写し等及び戸籍の付票の除票の写しの交付が制度化されたこと、及び番号利用法が改正され、通知カードが廃止されたことに伴い、別表第1の証明、閲覧等、関係手数料の種類を整理するものであり、(1)「住民票の写し交付手数料」を「住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付手数料」に変更する。

(2)「除票の写し又は除票記載事項証明書の交付手数料」を追加する。

(3)「戸籍の附票の写しの交付手数料」を追加する。

(4)「戸籍の附票の除票の写しの交付手数料」を追加する。

(5)「個人番号の通知カード再交付手数料」を削除するものであります。

施行期日は、公布の日であります。

次のページに新旧対照表を添付してありますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第64号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

ここで、検査財政課長から答弁の申出がありましたので許可します。

検査財政課長。

○検査財政課長（山下忠仁君）

議長のお許しを得て、先ほどの内田議員の災害復旧債に関しまして、普通交付税がどれだけ算入されるかについて答弁させていただきます。

今回の起債は一般単独災害復旧事業ということで充当率100%、普通交付税は後年度で元利償還47.5%の算入がございます。以上です。

日程第15 議案第65号 令和2年度南知多町一般会計補正予算（第9号）

○議長（藤井満久君）

日程第15、議案第65号 令和2年度南知多町一般会計補正予算（第9号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川昌一君）

議案第65号 令和2年度南知多町一般会計補正予算（第9号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,628万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億3,690万8,000円とするものであります。

第2条は、地方債の補正で、地方債の変更をお願いするものでございます。

補正をお願いする内容であります。

まず歳出から御説明いたします。

14ページ、15ページを御覧ください。

3. 歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費、8目企画費は4,772万円の増額補正であります。このうち、新生活様式対応暮らしの便利帳作成業務委託料440万円は、新型コロナウイルス感染症に係る新生活様式を広く住民に周知・普及するため、暮らしの便利帳を製作し、来年、町制60周年記念事業費として全戸配布するに当たり、制作費に充てる町内事業者の広告料の一部を補助し、暮らしの便利帳を製作するための経費でございます。

次に、オンライン会議環境等構築業務委託料4,332万円は、オンライン会議など新しい生活様式に対応するため、町内公共施設等のネットワーク環境強化及び職員用タブレット整備に係る経費でございます。

次に、15目諸費は、町が実施する新型コロナウイルス感染症対策事業の一つであります水道基本料金の減免に伴う水道事業補助金に対しまして、国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てることによる財源更正でございます。

なお、これ以降に記載してございます財源更正は、全て町が実施する新型コロナウイルス感染症対策事業に国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てることによる財源更正でありますので、以後の説明は省略させていただきますので、よろしく願いをいたします。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳費は297万円の増額補正でございます。これは、戸籍の附票を個人認証の基盤として活用し、マイナンバーカードを国外転出後も利用可能とするため、及び住民基本台帳法に基づく市町村間の通知を電子化させるために必要な住民基本台帳システム改修に係る経費でございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費は189万5,000円の増額補正でございます。これは、老人保護措置者が1名増加したことに伴い、養護老人ホームへの入所措置を実施するための費用でございます。

次に、16ページ、17ページを御覧ください。

2項児童福祉費、2目児童運営費は194万6,000円の増額補正であります。これは、新型コロナウイルス感染症対策として保育環境の改善に取り組むため、公立保育所及び私立保育所に感染症対策用備品を購入するための経費でございます。

次に、6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費は5,183万8,000円の増額補正であります。このうち水産業強化対策整備事業費補助金440万円につきましては、日間賀島漁業協同組合が行う製氷・貯氷施設整備の実施設計に係る費用に対する補助金でございます。

水産業競争力強化施設緊急整備事業費補助金4,743万8,000円は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、操業の自粛や魚価の低下による経営状況の悪化を防ぐため、単価が比較的高く取引される活魚の扱いを増やすための取組として、豊浜漁業協同組合の荷さばき施設の海水供給システムの整備に対する補助金でございます。

次に、18ページ、19ページを御覧ください。

7款商工費、1項商工費、4目観光振興費は500万円の増額補正でございます。これは、観光協会が行う新型コロナウイルス感染症の影響により減少した観光客の誘客、観光事業者の安全・安心の確保、及び感染症終息後の観光事業回復に向けた観光振興事業に係る経費に対する補助金でございます。

次に、9款消防費、1項消防費、4目災害対策費は770万円の増額補正でございます。これは、豊浜地区防災拠点施設整備の一部として、非常用発電機及び屋外照明灯を設置するために増額するものでございます。

次に、20ページ、21ページを御覧ください。

10款教育費、5項保健体育費、3目体育施設費は1億2,721万2,000円の増額補正でございます。これは、総合体育館において避難所としての機能強化を目的として、非常用発電機の設置及び空調設備の更新を行うための費用でございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

10ページ、11ページを御覧ください。

2. 歳入でございます。

11款1項1目地方交付税は8,600万円の増額補正でございます。これは、令和2年度分の普通交付税額の確定に伴いまして、当初予算計上額との差額分を追加計上するものでございます。

次に、13款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金は50万5,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました養護老人ホームへの入所措置に係る費用に対しての入所者徴収金でございます。

次に、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は2億9,818万9,000円の増額補正であります。このうち、1節総務管理費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億9,066万7,000円は、新型コロナウイルス感染症に対応するための交付金で、町が実施する新型コロナウイルス感染症対策事業に充当するものでございます。2節戸籍住民基本台帳費補助金752万2,000円は、歳出でも御説明いたしました住民基本台帳システム改修などに対する社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。

2目民生費国庫補助金194万6,000円は、歳出でも御説明いたしました公立保育所及び私立保育所への新型コロナウイルス感染症対策用備品を購入するための経費に対する補助金でございます。

次に、16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金は4,752万6,000円の増額補正であります。これは、歳出でも御説明いたしました日間賀島漁業同組合の製氷・貯氷施設整備、及び豊浜漁業同組合の荷さばき施設の海水供給システム整備に対する補助金でございます。

次に、19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は1億5,180万5,000円の減額補正であります。これは、今回の歳出補正のうち、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業以外の財源調整でございます。

次に、12ページ、13ページを御覧ください。

5目土地開発基金繰入金は1億9,784万7,000円の減額補正であります。これは、本町が実施する新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の財源調整でございます。

次に、2項特別会計繰入金、1目国民健康保険特別会計繰入金508万8,000円、2目後期高齢者医療特別会計繰入金225万2,000円及び3目介護保険特別会計繰入金1,311万9,000円は、それぞれの特別会計の令和元年度決算における精算に伴う一般会計への繰入金でございます。

次に、22款町債、1項町債、5目消防債は770万円の増額補正で、豊浜地区防災拠点施設の整備に充てるために増額するものでございます。

6目教育債は1億2,720万円の増額補正で、総合体育館の非常用発電機の設置及び空

調設備の更新に当てるために増額するものでございます。

7目臨時財政対策債は640万8,000円の増額補正で、令和2年度分の普通交付税額の算定により、本町が借入れすることができます臨時財政対策債の額が確定しましたので、その限度額と同額を借入れするために増額するものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、5ページを御覧ください。

第2表、地方債補正の表でございます。

歳入の22款町債にて御説明させていただきました地方債の変更による限度額の増額補正でございます。

一般会計の地方債残高は、この補正予算書最後のページ、22ページにございますので御覧ください。

表の一番下段の右側になりますが、令和2年度末現在高見込額は71億6,562万7,000円であります。

以上で提案理由の御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

1点だけお聞きします。

一般会計補正予算（第9号）について、13ページ、19ページで豊浜地区の非常発電機設置工事で防災・減災施設整備事業債770万円の消防債で借りております。これは、先ほど質問したことと同じでありますけど、元利償還金は何%で地方交付税の基準財政需要額として算入されてくるのでしょうか。お答えください。

○議長（藤井満久君）

検査財政課長。

○検査財政課長（山下忠仁君）

こちらの事業債は、緊急防災事業債ということで100%充当で、今年度、交付税は

70%の充当でございます。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第65号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第66号 令和2年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（藤井満久君）

日程第16、議案第66号 令和2年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、議案第66号 令和2年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,808万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億2,596万8,000円とするものであります。

補正をお願いする内容につきましては、まず歳出から御説明申し上げます。

8ページ、9ページを御覧ください。

上段の3. 歳出。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金は1,300万円の増額補正であります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し

たことにより、令和元年度分の国民健康保険税の減免を承認された方に返還する還付金であります。

次の2項繰出金、1目一般会計繰出金は508万8,000円の増額補正であります。これは令和元年度の国民健康保険特別会計決算に伴い、受入れ超過となった一般会計繰入金の出産育児一時金及び事務費負担対象分を一般会計へ返還するものであります。

次に、歳入につきまして御説明申し上げます。

戻っていただき、6ページ、7ページを御覧ください。

上段の2. 歳入。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税は9,700万円の減額補正であります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したことにより、令和2年度分の国民健康保険税を減免することにより減額するものであります。

次の2款国庫支出金、1項国庫補助金、5目国民健康保険災害等臨時特例補助金は5,820万円の増額補正であります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による令和2年度分の国民健康保険税の減免分に対する国庫補助金であります。

次の3款県支出金、1項県負担金・補助金、1目保険給付費等交付金は5,180万円の増額補正であります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による令和元年度分及び2年度分の国民健康保険税の減免分に対する特別調整交付金であります。

次の6款1項繰越金、1目その他繰越金は508万8,000円の増額補正であります。これは、前年度の繰越金で歳出、補正予算の財源とするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第66号の件については、文教厚生委員会に付託

することに決定しました。

日程第17 議案第67号 令和2年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤井満久君）

日程第17、議案第67号 令和2年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、議案第67号 令和2年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ513万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,613万8,000円とするものであります。

補正をお願いいたします内容につきましては、歳出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページの中段を御覧ください。

3. 歳出。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は288万6,000円の増額補正であります。これは、令和元年度に賦課した保険料について、本年4月1日から5月31日までに収納した保険料を広域連合に納付するものであります。

次に、その下の3款諸支出金、2項繰入金、1目一般会計繰入金は225万2,000円の増額補正であります。これは、令和元年度の後期高齢者医療特別会計の決算に伴い、受入れ超過となった一般会計繰入金の事務費繰入金を一般会計へ返還するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

同じページの上段を御覧ください。

2. 歳入。

3款1項1目繰越金は513万8,000円の増額補正であります。これは、前年度からの繰越金で、先ほど歳出で御説明しました後期高齢者医療広域連合納付金及び一般会計繰出

金の財源とするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第67号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第68号 令和2年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤井満久君）

日程第18、議案第68号 令和2年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、議案第68号 令和2年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,895万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,195万8,000円とするものであります。

補正をお願いする内容につきましては、歳出から御説明申し上げます。

8ページ、9ページを御覧ください。

3. 歳出。

5款1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金につきましては4,329万2,000円の増額補正であります。これは、令和元年度の介護保険特別会計決算剰余金から介護給付費などの精算に伴う返還金などを差し引いた金額を介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

次に、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目還付金につきましては320万円の増額補正であります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に属する第1号被保険者の介護保険料を減免したことによる令和元年度分の還付金であります。

次に、3目償還金につきましては934万7,000円の増額補正であります。これは、令和元年度の介護保険特別会計決算に伴い、保険給付費などが確定し、国県支出金等を精算したことによる償還金であります。

次に、6款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金につきましては1,311万9,000円の増額補正であります。これは、令和元年度の介護保険特別会計決算に伴い、保険給付費などの精算による返還分として一般会計に繰り出すものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

6ページ、7ページを御覧ください。

2. 歳入。

3款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金につきましては191万2,000円の増額補正であります。これは、令和元年度の保険給付費の精算に伴う社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金の追加交付であります。

次に、6款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金につきましては320万円の増額補正であります。これは、歳出でも御説明いたしました新型コロナウイルス感染症の影響により行った介護保険料減免による財源調整であります。

次に、7款1項1目繰越金は、令和元年度の介護保険特別会計の決算剰余金6,384万6,000円を計上したものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第68号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第19 請願第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願

○議長（藤井満久君）

日程第19、請願第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願の件を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

3番、片山陽市議員。

○3番（片山陽市君）

それでは、請願の朗読により説明とさせていただきます。

請願者の住所・氏名、知多郡南知多町大字篠島字汐味1の5、南知多町教員組合執行委員長、山岡史昌はじめ99名でございます。

請願趣旨を朗読させていただきます。

貴職におかれましては、日々、教育の発展に御尽力いただき、深く敬意を表します。

さて、未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いです。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成に向けて真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちを取り巻く教育課題は依然として解決されていません。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面しています。さらに、小学校では新学習指導要領が全面実施となり、外国語教育については、学習内容や授業時間の増加により、子どもたちや学校現場の負担となっています。そのような中、政府予算において、新学習指導要領の円滑な実施に向け小学校専科指導の充実などのために、1,411人の加配措置による教職員定数改善が盛り込

まれました。しかし、少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、大変不満の残るものとなりました。少人数学級は、保護者・地域からも一人一人の子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれます。山積する課題に対応し、全ての子どもたちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠です。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請です。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担金制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されています。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つです。

つきましては、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出されるよう下記の事項についてお願いいたします。

請願事項。

1. 少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。
 2. 義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元すること。
- 以上、よろしく申し上げます。

○議長（藤井満久君）

以上で説明を終わります。

本件については、会議規則第89条の規定により文教厚生委員会に付託いたします。

日程第20 請願第3号 日本政府に対し「核兵器禁止条約」への署名・批准を求める
意見書の採択を求める請願

○議長（藤井満久君）

日程第20、請願第3号 日本政府に対し「核兵器禁止条約」への署名・批准を求める意見書の採択を求める請願の件を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

それでは、請願の朗読により説明させていただきます。

請願者の住所・氏名、知多郡南知多町大字内海字馬場73、平木秋人はじめ2名でございます。

請願趣旨を朗読させていただきます。

8月6日広島で、8月9日長崎で、被爆75年となる平和祈念式典が行われ、広島、長崎両市長の平和宣言が述べられました。

両平和宣言に共通していたのは、原爆の残虐性と非人道性が叫ばれ、「命あるうちに核兵器のない世界を」との被爆者の痛切な願いを受け止め、人類の死活に関わる核戦争の防止のために、核兵器廃絶に向かう明確な決意が示されました。

同時に両市長は、2017年に国連で122か国が賛成して採択された「核兵器禁止条約」を、世界で唯一の戦争被爆国である日本政府と世界各国に対して、署名・批准することを求めました。

「核兵器禁止条約」は8月9日現在、批准した国は44か国となり、同条約発効に必要な50か国の批准まであと6か国に迫り、核兵器禁止条約を支持する世界の流れは大きく前進しています。

私たちは、日本政府こそが世界で唯一の戦争被爆国として、「核兵器禁止条約」に背を向けることなく、これに一日も早く署名・批准し核兵器のない平和な世界の実現のため、主導的役割を果たすことを望むものです。

ぜひとも貴議会において、政府に対する意見書を採択していただきたく、特段の支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（藤井満久君）

以上で説明を終わります。

本件については、会議規則第89条の規定により総務建設委員会に付託いたします。

○議長（藤井満久君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦勞さまでした。

[散会 11時35分]

